

## 福島県環境影響評価条例

制定	平成10年12月22日	福島県条例第	64号
改正	平成12年3月24日	福島県条例第	27号
	平成12年12月22日	福島県条例第	194号
	平成18年3月22日	福島県条例第	20号
	平成20年10月17日	福島県条例第	71号
	平成24年3月21日	福島県条例第	20号
	平成24年12月28日	福島県条例第	72号
令和	4年3月25日	福島県条例第	9号

### 目次

第1章	総則(第1条－第3条)
第2章	技術指針(第4条)
第3章	準備書の作成前の手続
第1節	第2区分事業に係る判定(第5条)
第2節	方法書の作成等(第6条－第11条)
第3節	環境影響評価の実施等(第12条・第13条)
第4章	準備書(第14条－第20条)
第5章	評価書
第1節	評価書の作成等(第21条－第22条の2)
第2節	評価書の補正等(第22条の3－第23条)
第6章	対象事業の内容の修正等(第24条－第27条)
第7章	評価書の公告及び縦覧後の手続(第28条－第35条)
第8章	福島県環境影響評価審査会(第36条－第40条)
第9章	環境影響評価法との関係(第41条－第44条)
第10章	雑則(第45条－第50条)

### 附則

#### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行い、及びその事業に係る工事の着手後に適正な環境保全対策を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続、その事業に係る工事の着手後の手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合

における環境影響を総合的に評価することをいう。

- 2 この条例において「第1区分事業」とは、別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する1の事業であつて、規模(形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。)が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの(環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第3項の第2種事業で法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの及び法第2条第4項の対象事業を除く。)をいう。
- 3 この条例において「第2区分事業」とは、別表に掲げる事業の種類いずれかに該当する1の事業であつて、第1区分事業に準ずる規模を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定(以下単に「判定」という。)を知事が第5条の規定により行う必要があるものとして規則で定めるもの(法第2条第3項の第2種事業で法第4条第3項に規定する措置がとられていないもの及び法第2条第4項の対象事業を除く。)をいう。
- 4 この条例において「対象事業」とは、第1区分事業又は第5条第3項第1号の措置がとられた第2区分事業(同条第4項及び第26条第2項において準用する第5条第3項第2号の措置がとられたものを除く。)をいう。
- 5 この条例(この章を除く。)において「事業者」とは、対象事業を実施しようとする者(委託に係る対象事業にあっては、その委託をしようとする者)をいう。

(県等の責務)

第3条 県、事業者及び県民は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

## 第2章 技術指針

第4条 知事は、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適切に行われるために必要であると認められる環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定その他の環境影響評価を行うために必要な事項に関する技術的な指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。

- 2 知事は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。
- 3 知事は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、福島県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、技術指針を定め、又は改定するときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(平24条例72・一部改正)

## 第3章 準備書の作成前の手続

### 第1節 第2区分事業に係る判定

第5条 第2区分事業を実施しようとする者(委託に係る事業にあっては、その委託をしようとする者。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、その氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに第2区分事業の種類及び規模、第2区分事業が実施されるべき区域その他第2区分事業の概要を知事に書面により届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出(以下この条及び第26条第1項において「届出」という。)を受けたときは、当該届出に係る第2区分事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付し、30日以上を指定して、この条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見及びその理由を求めるものとする。
- 3 知事は、前項の意見が述べられたときはこれを勘案して、規則で定めるところにより、届出の日から起算して60日以内に、届出に係る第2区分事業についての判定を行い、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるときは第1号の措置を、おそれがないと認めるときは第2号の措置をとるものとする。
- (1) この条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨及びその理由を、届出をした者及び前項の市町村長に書面により通知すること。

- (2) この条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨及びその理由を、届出をした者及び前項の市町村長に書面により通知すること。
- 4 届出をした者で前項第1号の措置がとられたものがその事業の規模又はその実施されるべき区域を変更して当該事業を実施しようとする場合において、当該変更後の当該事業が第2区分事業に該当するときは、その者は、当該変更後の当該事業について、届出をすることができる。この場合において、前2項の規定は、当該届出について準用する。
- 5 第2区分事業(対象事業に該当するものを除く。)を実施しようとする者は、第3項第2号(前項及び第26条第2項において準用する場合を含む。)の措置がとられるまでは、当該第2区分事業を実施してはならない。
- 6 第2区分事業を実施しようとする者は、第1項の規定にかかわらず、判定を受けることなくこの条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続を行うことができる。この場合において、当該第2区分事業を実施しようとする者は、この条例(この条を除く。)の規定による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨を知事に書面により通知しなければならない。
- 7 知事は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る第2区分事業が実施されるべき区域を管轄する市町村長に当該通知の写しを送付するものとする。
- 8 第6項の規定による通知に係る第2区分事業は、当該通知の時に第3項第1号の措置がとられたものとみなす。

#### 第2節 方法書の作成等

(方法書の作成)

第6条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 対象事業の目的及び内容
  - (3) 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況
  - (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- 2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

(方法書の送付)

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、方法書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(平24条例72・一部改正)

(方法書についての公告及び縦覧)

第8条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平24条例72・一部改正)

(方法書説明会の開催等)

第8条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第7条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めると

ころにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

- 3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。
- 4 事業者は、その責めに帰することができない理由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。
- 5 事業者は、方法書説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- 6 事業者は、第4項の規定により方法書説明会を開催しない場合には、規則で定めるところにより、その旨及びその理由を知事に報告しなければならない。

(平24条例72・追加)

(方法書についての意見書の提出)

第9条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第8条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(平24条例72・一部改正)

(方法書についての意見の概要等の送付)

第10条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第7条の市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し(同項の意見書の提出がなかった場合には、その旨を記載した書類。次条において「意見概要書等」という。)を送付しなければならない。

(方法書についての知事等の意見)

第11条 知事は、意見概要書等の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、第7条の市町村長に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第1項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、方法書について福島県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。
- 4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、意見概要書等に記載された意見に配意するものとする。
- 5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを第7条の市町村長に送付するものとする。

### 第3節 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第12条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第9条第1項の規定により述べられた意見に配意して第6条第1項第4号に掲げる事項について検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施)

第13条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

### 第4章 準備書

(準備書の作成)

第14条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に

係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 第9条第1項の規定により述べられた意見の概要
- (3) 第11条第1項の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

イ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

エ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- (7) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

## 2 第6条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書等の送付)

第15条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第7条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第9条第1項の規定により述べられた意見及び第11条第1項の意見並びに第13条の規定により行った環境影響評価の結果にかんがみ第7条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。(準備書についての公告及び縦覧)

第16条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平24条例72・一部改正)

(準備書説明会の開催等)

第17条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第8条の2第2項から第6項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第17条第2項において準用する第2項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「第17条第2項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

(平24条例72・一部改正)

(準備書についての意見書の提出)

第18条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第16条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第19条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類及び同項の意見書の写し並びに当該意見についての事業者の見解を記載した書類(同項の意見書の提出がなかった場合には、その旨を記載した書類。次条において「意見概要書等」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての知事等の意見)

第20条 知事は、意見概要書等の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、関係市町村長に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第1項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、準備書について福島県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

4 第1項の場合において、知事は、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催することができる。

5 第1項の場合において、知事は、第2項及び第3項の意見を勘案するとともに、意見概要書等に記載された意見及び事業者の見解並びに前項の公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。

6 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

## 第5章 評価書

### 第1節 評価書の作成等

(平18条例20・追加)

(評価書の作成)

第21条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第18条第1項の規定により述べられた意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

(1) 第6条第1項第2号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。)同条から第23条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

(2) 第6条第1項第1号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。)次項、次条から第23条までの規定による手続を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第1号に該当する場合を除き、同項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(次条、第22条の4、第26条第3項及び第27条第1項において「評価書」という。)を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

(1) 第14条第1項各号に掲げる事項

(2) 第18条第1項の規定により述べられた意見の概要

(3) 前条第1項の意見

(4) 前2号の意見についての事業者の見解

(平18条例20・一部改正)

(評価書等の送付)

第22条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事に対し、評価書及びこれを要約した書類(次条、第22条の3第3項、第22条の4及び第23条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(平18条例20・一部改正)

(評価書についての知事の意見等)

第22条の2 知事は、前条の規定による評価書及び要約書の送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、評価書について福島県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

3 第1項の場合において、知事は、意見を述べる必要がないと認めるときは、事業者に対し、同項の期間内にその旨を書面により通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定により意見を述べたとき又は前項の規定により通知を行ったときは、第1項又は前項の書面の写しを関係市町村長に送付するものとする。

(平18条例20・追加)

第2節 評価書の補正等

(平18条例20・追加)

(評価書の再検討及び補正)

第22条の3 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときは、これを勘案して評価書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 第6条第1項第2号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。)同条から第23条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。

(2) 第6条第1項第1号、第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号又は第21条第2項第2号から第4号までに掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。)評価書について所要の補正を行うこと。

(3) 前2号に掲げるもの以外のもの技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。

2 事業者は、前項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、規則で定めるところにより評価書の補正をしなければならない。

3 事業者は、第1項第1号に該当する場合を除き、同項第2号又は前項の規定による補正後の評価書及び要約書(補正を必要としないと認めるときは、その旨の通知書)を知事に送付しなければならない。

4 知事は、前項の規定による事業者からの通知を受けたときは、同項の通知書の写しを関係市町村長に送付するものとする。

(平18条例20・追加)

(関係市町村長への評価書等の送付)

第22条の4 事業者は、第22条の2第3項の通知を受けたとき又は前条第3項の規定による送付をしたとき若しくは通知をしたときは、速やかに、関係市町村長に評価書(同条第1項第2号又は同条第2項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書。次条、第31条、第32条及び第34条において同じ。)及び要約書(前条第1項第2号又は同条第2項の規定による評価書の補正をしたときは、当該補正後の評価書を要約した書類。次条において同じ。)を送付しなければならない。

(平18条例20・追加)

(評価書についての公告及び縦覧)

第23条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書、要約書、第22条の2第1項又は第3項の書面及び第22条の3第3項の通知書(同項の規定による通知書の送付を行ったときに限る。)を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平18条例20・平24条例72・一部改正)

## 第6章 対象事業の内容の修正等

(氏名等の修正等)

第24条 事業者又は対象事業を実施している者(委託に係る対象事業にあっては、その委託をしている者。以下同じ。)は、第8条の規定による公告を行ってからその対象事業に係る工事が完了するまでの間に、第6条第1項第1号に掲げる事項を修正し、又は変更した場合においては、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町村長に通知しなければならない。

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第25条 事業者は、第8条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間に、第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合(第21条第1項及び第22条の3第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第6条から第23条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、事業者は、規則で定めるところにより、修正後の事業について知事及び関係市町村長に通知しなければならない。

(平18条例20・一部改正)

(事業内容の修正の場合の第2区分事業に係る判定)

第26条 事業者は、第8条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間に、第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が第2区分事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第5条第1項の規定の例により届出をすることができる。

2 第5条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第3項第1号中「その他の手続」とあるのは、「その他の手続(当該届出の時までに行ったものを除く。)」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、前項において準用する第5条第3項第2号の措置がとられたときは、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町村長(同号の市町村長を除く。)にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(対象事業の廃止等)

第27条 事業者は、第8条の規定による公告を行ってから第23条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(1) 対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第6条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において、当該修正後の事業が第1区分事業又は第2区分事業のいずれにも該当しないこととなったとき。

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、その引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

## 第7章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限)

第28条 事業者は、第23条の規定による公告を行うまでは、対象事業(第21条第1項、第22条の3第1項又は第25条第1項の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業)を実施してはならない。

- 2 事業者又は対象事業を実施している者(以下「事業者等」という。)は、第23条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。
- 3 第1項の規定は、第23条の規定による公告を行った後に第6条第1項第2号に掲げる事項を変更してその事業を実施しようとする者(前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者等を除く。)について準用する。この場合において、第1項中「公告」とあるのは、「公告(同条の規定による公告を行い、かつ、この条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。
- 4 事業者等は、第23条の規定による公告を行った後に対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合には、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。この場合において、前条第2項の規定は、当該引継ぎについて準用する。

(平18条例20・一部改正)

(評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施)

第29条 事業者等は、第23条の規定による公告を行った後に、対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第14条第1項第5号又は第6号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第6条から第23条まで又は第12条から第23条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

- 2 事業者等は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。
- 3 第24条から前条までの規定は、第1項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第1項中「公告」とあるのは、「公告(次条第1項に規定する環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。)」と読み替えるものとする。

(長期間未着手の場合の環境影響評価その他の手続の再実施)

第30条 知事は、事業者が第23条の規定による公告(同条の規定による公告を行った後にこの条例の規定による環境影響評価その他の手続を再び経たときは、当該手続後に行う公告)の日から起算して規則で定める期間を経過した日以後において対象事業に係る工事に着手しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該対象事業について、第6条から第23条までの規定の例による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を行うよう求めることができる。

(許認可等への配慮等)

第31条 知事は、事業者が対象事業を実施するにつき、法令等の規定により許可、認可その他これらに相当する行為(以下「許認可等」という。)を要することとされている場合において、当該許認可等の権限を有するときは、当該対象事業に係る許認可等を行うに当たり、環境の保全の見地から当該対象事業に係る評価書の内容について配慮するものとする。

- 2 知事は、対象事業の実施に係る許認可等の権限を有する者が知事以外の者であるときは、当該許認可等の権限を有する者に対し、当該対象事業に係る評価書の写しを送付し、当該対象事業に係る許認可等を行うに当たり、環境の保全の見地から当該評価書の内容について配慮するよう要請するものとする。

(事業者等の環境の保全の配慮)

第32条 事業者等は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をしてその対象事業を実施するようしなければならない。

(工事の着手等の届出)

第33条 事業者等は、対象事業に係る工事に着手し、又はその工事を完了した場合には、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(報告書の送付)

第34条 対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者(委託に係る対象事業にあっては、その委託をした者。以下同じ。)は、評価書に第14条第1項第6号ウに掲げる事項を記載した場合においては、その記載されているところにより当該対象事業に係る調査を行い、規則で定めるところにより、当該調査の結果を記載した報告書を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(平18条例20・一部改正)

(報告書についての公告及び縦覧)

第34条の2 対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者は、前条の規定により報告書を送付したときは、規則で定めるところにより、当該報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、当該報告書を縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(平18条例20・追加・平24条例72・一部改正)

(立入調査等)

第35条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、対象事業に係る工事に着手した後、対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者に対し、対象事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は当該職員に、対象事業の実施に係る区域に立ち入り、対象事業の実施状況を検査させ、若しくは対象事業の環境影響を調査させることができる。

2 知事は、第34条の規定による報告書の送付があったとき、又は前項の規定による報告を受けたとき、若しくは検査若しくは調査をさせたときは、その内容又は結果を検討し、その対象事業の実施により環境の保全に支障をきたすおそれがあるとして、環境の保全のための措置を講ずる必要があると認めるときは、対象事業を実施している者又は対象事業を実施した者に対し、必要な措置を講ずることを求め、その結果について報告させることができる。

3 第1項の規定により検査又は調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査又は調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平18条例20・一部改正)

#### 第8章 福島県環境影響評価審査会

(設置)

第36条 環境影響評価その他の手続に関する技術的な事項を調査審議させるため、知事の附属機関として福島県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第37条 審査会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第38条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第39条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を若干人置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 専門委員は、再任されることができる。

(委任)

第40条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第9章環境影響評価法との関係

(審査会の意見)

第41条 知事は、法第3条の7第1項、法第10条第1項及び法第20条第1項の意見を述べようとする場合において必要があると認めるときは、審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

(平24条例72・一部改正)

(公聴会の開催)

第42条 法第20条第1項の場合において、知事は、法第14条第1項の環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴く必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催することができる。

(事業着手後の手続)

第43条 法第38条の2第1項に規定する事業者は、法第38条の3第1項(電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の21の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により法第38条の2第1項に規定する報告書の公表をしたときは、当該報告書を知事及び法第15条に規定する関係市町村長(法第38条の3第1項の規定により当該報告書の送付を受ける者を除く。)に送付しなければならない。

2 第33条及び第35条の規定は、法第2条第4項の対象事業について準用する。この場合において、第33条中「事業者等」とあるのは「法第2条第5項の事業者又は同条第4項の対象事業を実施した者(委託に係る同項の対象事業にあっては、その委託をした者)」と、第35条第2項中「第34条」とあるのは「第43条第1項」と読み替えるものとする。

(平24条例72・一部改正)

(法の定めるところに従って作成された書類)

第44条 知事は、法の規定により環境影響評価その他の手続を行っている法第2条第5項の事業者が事業内容の修正により法第29条第3項又は法第30条第1項第2号の規定による公告を行った場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の定めるところに従って作成された書類を、法の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなすことができる。

#### 第10章 雑則

(勧告及び公表)

第45条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第7条、第15条、第22条、第22条の3第3項又は第34条の規定に違反して方法書、準備書、評価書、補正後の評価書若しくは報告書の送付を行わず、又は虚偽の記載をしたこれらの書類を送付した者
  - (2) 第5条第5項又は第28条第1項(同条第3項及び第29条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して第2区分事業又は対象事業を実施した者
  - (3) 第35条第1項の規定により求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
  - (4) 第35条第2項の規定により求められた必要な措置を講じない者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、この条例の規定(第43条第1項及び同条第2項において準用する第33条及び第35条の規定を除く。)に違反して環境影響評価その他の手続を行わない者
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第1項の規定による勧告を受けた者に意見陳述の機会を与えなければならない。
- 4 知事は、第2項の規定による公表をしたときは、その内容を第5条第2項若しくは第7条の市町村長又は関係市町村長及び対象事業の実施に係る許認可等の権限を有する者に通知するものとする。

(平18条例20・平24条例72・一部改正)

(隣接する県の知事との協議)

第46条 知事は、第7条の地域又は関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれている場合において、この条例に規定する手続を行うため必要があると認めるときは、当該地域を管轄する県知事と協議するものとする。

(調査研究等)

第47条 県は、環境影響評価に必要な技術の向上を図るため、当該技術の調査及び研究並びに環境影響評価に関する情報及び資料の収集及び提供に努めるものとする。

(都市計画法の適用を受ける事業に関する特例)

第48条 第2区分事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項の市街地開発事業(以下「市街地開発事業」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該事業又は第2区分事業に係る施設が同条第5項の都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る事業について、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第15条第1項の県(以下「県」という。)である場合には、第5条の規定により行うべき手続は、規則で定めるところにより、県が当該第2区分事業を実施しようとする者に代わるものとして行うものとする。

2 第2区分事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該事業又は第2区分事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る事業について、当該都市計画の決定又は変更をする者が同法第15条第1項の市町村(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「市町村等」という。)である場合には、第5条の規定により行うべき手続は、当該市町村等が当該第2区分事業を実施しようとする者に代わるものとして行うことができる。

3 前項の場合において、その市町村等がその手続を行うものとした旨を第2区分事業を実施しようとする者に通知したときは、当該第2区分事業を実施しようとする者がその通知を受けたときから、規則で定めるところにより、当該市町村等が当該手続を行うものとする。

4 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、当該都市計画の決定又は変更をする者が県である場合には、第6条から第27条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、県が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして行うものとする。

5 対象事業が市街地開発事業として都市計画法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業について、当該都市計画の決定又は変更をする者が市町村等である場合には、第6条から第27条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、当該市町村等が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして行うことができる。

6 前項の場合において、その市町村等がその手続を行うものとした旨を事業者に通知したときは、当該事業者がその通知を受けたときから、規則で定めるところにより、当該市町村等が当該手続を行うものとする。

(平12条例27・平成12条例194・一部改正)

(適用除外)

第49条 第4条から前条までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項の事業
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業
- (3) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害の復旧又は防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事

業

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1章、第2章、第8章及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(平成11年規則第68号で平成11年6月12日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業(新たに第2区分事業となる事業のうち第5条第3項第1号の措置がとられたものを含む。)について、福島県環境影響評価要綱(平成3年福島県告示第508号。以下「要綱」という。)の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、当該書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- (1) 要綱第6条第1項の環境影響評価準備書であって要綱第9条の規定による公告及び縦覧並びに要綱第10条の規定による周知のための措置の手続を経たもの第16条及び第17条の手続を経た準備書
- (2) 要綱第12条の規定により提出された書面第19条の手続を経た同条の書類
- (3) 要綱第13条の規定により述べられた知事の意見が記載された書面第20条第1項の書面
- (4) 要綱第14条の環境影響評価書であって要綱第15条の規定による公告の手続を経たもの第23条の規定による公告の手続を経た評価書

3 第1区分事業又は第2区分事業であって次に掲げるもの(第1号から第3号までに掲げるものにあつては、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、第4条から第48条までの規定は、適用しない。

- (1) 施行日前に許可、認可その他の規則で定める行為が行われた事業
- (2) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項第1号の補助金若しくは同項第2号の負担金又は県が交付する補助金の交付の決定を受けた事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに実施される事業

4 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。)により第1区分事業又は第2区分事業として実施されるものについては、第4条から第48条までの規定は、適用しない。

5 知事は、法附則第5条第4項の規定により法第10条第1項の規定の例により意見を述べる場合において、必要があると認めるときは、審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

(東日本大震災からの復興に資する事業についての適用除外)

6 当分の間、第4条から第48条までの規定は、第49条各号に掲げる事業のほか、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第46条第1項に規定する復興整備計画に記載された事業その他の国、県、市町村その他知事が定める団体が行う東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)からの円滑かつ迅速な復興に特に必要と認められる事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。

- (1) 別表第3号に掲げる事業(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道の建設及び改良の事業に限る。)
- (2) 別表第8号に掲げる事業
- (3) 別表第13号に掲げる事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別表各号のいずれかに該当する事業であつて、東日本大震災からの円滑

かつ迅速な復興に特に必要な事業として知事が認めるもの

(平24条例20・追加)

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

(平24条例20・項線下)

附 則(平成12年3月24日福島県条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日福島県条例第194号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成18年3月22日福島県条例第20号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第45条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日福島県条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月28日福島県条例第72号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県環境影響評価条例(以下「改正後の条例」という。)第8条、第16条、第23条又は第34条の2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)後に行う公告及び縦覧に係る福島県環境影響評価条例第6条第1項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、同条例第14条第1項に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)、同条例第21条第2項に規定する環境影響評価書又は同条例第34条に規定する報告書について適用する。
- 3 改正後の条例第8条の2(改正後の条例第17条第2項の規定により準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

附 則(令和4年3月25日福島県条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項の道路その他の道路の新設及び改築の事業
- (2) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項の河川に関するダムの新築並びに堰せきの新築及び改築の事業(以下「ダム新築等事業」という。)並びに同法第8条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
- (3) 鉄道事業法による鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の建設及び改良の事業
- (4) 空港法(昭和31年法律第80号)第2条の空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- (5) 電気事業法第38条第2項の事業用電気工作物であつて発電用のものの設置又は変更の工事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- (7) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業
- (8) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項の土地区画整理事業
- (9) 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第2条第1項の新住宅市街地開発事業
- (10) 新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)第2条第1項の新都市基盤整備事業
- (11) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項の流通業務団地造成事業
- (12) 工場又は事業場の用地の造成の事業
- (13) 宅地の造成の事業(第8号から前号までに掲げるものを除く。)

- (14) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号の終末処理場の新設又は変更の事業
- (15) 工場又は事業場の新設又は変更の事業(第5号、第6号及び前号に掲げるものを除く。)
- (16) レクリエーション施設の建設又は変更の事業
- (17) 土石の採取の事業  
(平成24条例20・平24条例72・令3条例9・一部改正)